

地域おこし協力隊等ネットワーク化検討会議設置要領

(設置)

第1 県内で活躍する地域おこし協力隊、復興支援員及び集落支援員（以下「協力隊等」という。）の活動支援や定着促進に向け、協力隊等の OB・OG を核とした全県でのネットワーク化を促進するため、地域おこし協力隊ネットワーク化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域おこし協力隊ネットワークのあり方に関すること。
- (2) 地域おこし協力隊ネットワークづくりの支援に関すること。
- (3) その他、ネットワーク化の促進に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3 検討会議は、別表に掲げる所属に属する者及び別に定める者をもって組織する。

- 2 検討会議に会長を置き、岩手県ふるさと振興部地域振興室地域振興課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 会長が事故等で不在のときは、あらかじめ会長の指名するものがその職務を代理する。

(招集)

第4 検討会議は、必要の都度、会長が招集する。

(関係者等の出席)

第6 会長は、必要と認めるときは、検討会議の会議に関係者又は関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞く事ができる。

(庶務)

第7 検討会議の庶務は、岩手県ふるさと振興部地域振興室において処理する。

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月19日から施行する。

別表（第3関係）

区分	所属
市町村	協力隊等に係る業務を主として担当する課
岩手県	ふるさと振興部地域振興室 盛岡広域振興局経営企画部 県南広域振興局経営企画部 沿岸広域振興局経営企画部 沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター 沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター 県北広域振興局経営企画部 県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター